

図書館内での撮影について

静かな読書環境を保つため、館内での撮影は原則禁止としています。

ただし、調査や研究等の目的で撮影が必要な場合は、図書館長が申請を許可したものに限り撮影を認めています。

<撮影許可の申請方法>

「撮影許可申請書」を豊明市立図書館へご提出ください。

(撮影日当日までに 直接、郵送、FAX、メール)

※以下については、例外として撮影許可申請書は不要です。

①行事関係者が行事の会場や参加者を撮影する場合

ただし、参加者を撮影する場合は、参加者の承諾を得てください。

②図書館が撮影許可を明示している場合

<申請書提出先>

豊明市立図書館

〒470-1121 豊明市西川町横井4番地11

電 話 0562-92-4946 FAX 0562-93-1498

メール tosho@city.toyoake.lg.jp